

Q1 人数の多い学校が複数の班に分けて教育旅行を実施する場合、1学校の宿泊数としてカウントできますか。

例) A班が2月1日、B班が2月2日に宿泊した場合に合わせて2泊の教育旅行となるか。

A1 できません。参加者が異なるグループについては、同一学校であっても別の教育旅行とみなされます。

Q2 ホテル宿泊ではなく、民泊は対象となりますか？

A2 対象となりません。交付対象事業は、「旅館業法第2条に規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業に係る施設」に宿泊する教育旅行となります。

Q3 体験学習や昼食について、参加者をグループに分けて実施した場合の処理はどうなりますか？

A3 体験学習費用、昼食代等の補助金については、1人あたり1,000円を上限に20万円まで補助します。

(例) 200名のA学校が100名の2班に分けて異なる体験学習を実施した場合。

①班 100名×体験学習費800円=80,000円

②班 100名×体験学習費1,200円=120,000円

②班の体験学習は、1人あたり1,000円を超えているため、②班の補助上限は100,000円となり①班と併せて180,000円が体験学習費の補助額となります。